



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月10日(木曜日) 第 2775 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○農業倉庫業法施行細則を廃止する規則…………… (農政企画課) 1

### 告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1

○保安林の指定予定の通知 (4 件) …………… (自然環境課) 1

○林業種苗生産事業者の登録内容の変更…………… (森林経営課) 2

○牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視

頁

伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (家畜防疫対策課) 2

○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始…………… ( “ ) 4

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 4

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 4

### 公安委員会規則

○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す

る規則…………… 5

## 規 則

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第19号

#### 農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

農業倉庫業法施行細則(大正8年宮崎県令第14号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第167号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年3月5日から平成31年3月4日まで

### 宮崎県告示第168号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5740-6、57

40-7、5740-9、5740-14、5740-19、5740-26から5740-30  
まで、5740-33、5740-34、6038-1、6038-7、6038-34

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字木浦木5740-6・5740-14(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第169号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字松内 563-1・564-2・564-3・564-7・564-14・564-23・565-2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、503-2、563-21、563-22、564-16、566-1から566-3まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 170号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字阿切 1515-1、1515-5、1515-10、1515-11、1515-13、1515-14、1515-16、1515-18、1515-22、字弓弦葉1633-1、字下弓弦葉1643、1668
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 171号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字寒川字浅藪 166-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 172号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

平成28年 3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1280	株式会社丸雄林業	生産事業者の名称及び事業所の名称	丸雄林業 浮島 雄三	株式会社丸雄林業

宮崎県告示第 173号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年 3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		健衛生所が検査牛として選定した牛		
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応	
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行熱			
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査	
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬バラチフス		一般臨床検査及び細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査	
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢または推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査	
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	オーエスキー病			
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	低病原性鳥インフルエンザ			
	ニューカッスル病			
	家きんサルモネラ感染症		一般臨床検査及び細菌検査	
	鶏マイコプラズマ病			
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	

平成28年3月10日

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月10日から平成28年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	都城市太郎 坊町1065番 194地先か ら同市同町 2037番13ま で	旧	9.5～ 19.2	648.5
				新	15.7～ 28.0	648.5

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月10日から平成28年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市北西 方字石水 9 32番 3 地先 から同市北 西方同字 9 26番 4 地先 まで	旧	10.1～ 13.6	201.4
				新	12.5～ 57.8	196.4

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月10日から平成28年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町東麓字出 口1417番 3 地先から同 市同町東麓 同字1426番 1 地先まで	旧	12.3～ 34.6	584.5
				新	14.8～ 45.7	584.5

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月10日から平成28年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町東麓字出 口1417番 3 地先から同 市同町東麓 同字1426番 1 地先まで	平成28年 3 月10日

宮崎県告示第 178号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 27- 6	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市堤字水呑迫 2809番 109	6.03 ～ 6.04	47.30	平成28 年 2 月 22日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス源藤店  
宮崎市源藤町葉山 234番地 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館  
4 階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館 4階</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年10月27日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,670.96㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地北側、北西側及び西側 69台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北西側 8台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 27㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内南西側 9.00㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>4 箇所 敷地西側、北西側、東側及び南西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間</p> <p>8 届出年月日 平成28年2月26日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成28年3月10日から平成28年7月11日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成28年3月10日から平成28年7月11日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
---	---

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月10日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 警備業の許認可及び指導並びに行政処分に関すること。</u></p> <p><u>(5) 探偵業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること</u></p> <p>○</p> <p><u>(6)～(11) [略]</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 風俗営業、質屋営業、古物営業等の許認可及び指導取締り並びに行政処分に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>(7)～(11) [略]</u></p> <p>2 生活環境課にサイバー犯罪対策室を置く。</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 風俗営業、質屋営業、古物営業等の許可等及び指導取締り並びに行政処分に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>(7) 警備業の認定等及び指導並びに行政処分に関すること。</u></p> <p><u>(8) 探偵業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること</u></p> <p>○</p> <p><u>(9)～(13) [略]</u></p> <p>2 生活環境課に<u>許可等事務管理室及びサイバー犯罪対策室</u>を置く。</p> <p>○</p>

<p>3～5 [略] (運転免許課) 第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) 運転適性検査に関する事。 (6)～(9) [略] 2～5 [略]</p>	<p>3 <u>許可等事務管理室においては、所管する法令に係る許可、認定、登録、届出等に関する事務をつかさどる。</u> 4 <u>許可等事務管理室に許可等事務管理室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u> 5 <u>許可等事務管理室長は、上司の命を受け、許可等事務管理室の事務を掌理する。</u> 6～8 [略] (運転免許課) 第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) <u>運転適性相談及び運転適性検査に関する事。</u> (6)～(9) [略] 2～5 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、平成28年3月22日から施行する。